

堺市公報 号外第21号	令和5年10月3日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<条例>	
○堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例 【総務局人事部労務課】	3
○堺市市税条例の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	4
○堺市印鑑条例の一部を改正する条例 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	10
○堺市手数料条例等の一部を改正する条例 【健康福祉局保健所環境薬務課】	11
○堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課】	13
○堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例 【産業振興局農政部農水産課】	14
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【建築都市局都市整備部】	16

本号で公布された条例のあらまし

○堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例（令和5年条例第27号）

地方公務員等共済組合法の施行前に本市の職員となった者等で、同法に基づく退職等年金の支給対象とならないものに対して行っていた退隠料等の支給が全て終了したことから、関係条例を廃止するもの

○堺市市税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第28号）

令和5年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴う所要の改正等を行うもの

○堺市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年条例第29号）

印鑑登録証明書の交付について、端末機による場合にあつては、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を用いて、その交付を受けることができることとするもの

○堺市手数料条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第30号）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の制定に伴い、生活衛生関係営業等の許可等に係る申請等を行う者が、当該許可等に係る営業を譲り受けた者である場合における手数料の規定の削除等を行うもの

○堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第31号）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について条項のずれの修正等の規定の整備を行うもの

○堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例（令和5年条例第32号）

堺市立フォレストガーデンにおける禁止行為を明確にし、及び市民菜園に係る使用期間の上限の延長等を行うもの

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第33号）

堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会を廃止するもの

条 例

堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例を公布する。

令和5年10月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第27号

堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 堺市有給吏員遺族扶助料条例（大正14年条例第2号）
- (2) 堺市有給吏員退隠料条例（昭和11年条例第3号）
- (3) 堺市立学校職員退職年金及び退職一時金条例（昭和31年条例第2号）
- (4) 大阪府都市職員共済組合の給付事務承継に関する条例（昭和42年条例第3号）
- (5) 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和45年条例第31号）
- (6) 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和52年条例第27号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第28号

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長は、」の次に「広範囲にわたる」を、「納入」の次に「(以下この条において「申告等」という。)」を加え、「これらの」を「これらの」に、「ときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、」を「場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定による指定は、市長が告示によって行うものとする。
- 3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内において、期日を指定して当該期限を延長するものとする。
- 4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を明らかにしてしなければならない。

第16条の2第2項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第17条第8項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により、」を加え、「法第314条の9第1項の申告書に係る年度分」を「同条第1項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当するものとする」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第21条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 個人の府民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。
- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課

し、及び徴収する。

第24条第1項中「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第5項中「、所得税」を「所得税」に改める。

第27条中「同条」を「同項」に改める。

第27条の2第1項各号列記以外の部分中「認められる者」を「認められるもの」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第27条の5において同じ。)」を加える。

第29条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条第1項ただし書中「、第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号イ中「第314条の2第7項」を「第314条の2第6項」に改め、同号エ中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改め、同号カ中「第314条の2第4項」を「第314条の2第3項」に改め、同条第3項中「1の」を「一の」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、第1項第2号、第3号又は第8号の規定により減免を受けた者が、その後において、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなったと認めるときは、規則で定めるところにより、当該減免の全部又は一部を取り消すことができる。

第30条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前条の規定により市民税の減免を受けた者は、市長から減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類の提出を求められた場合は、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

第33条第1項中「令和4年法律第1号」を「令和5年法律第1号」に、「令和4年新法」を「令和5年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和4年新法」を「令和5年新法」に改める。

第34条の2第2項中「、「避難等解除日」を「避難等解除日」に改める。

第35条に次の1号を加える。

(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは同条第2項の特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物(以下この号において「史跡等」という。)である土地又は史跡等(家屋であるものを除く。)の存する土地

第42条第1項第10号中「又は堺市文化財保護条例」を「若しくは堺市文化財保護条例」に、「である家屋又はその敷地」を「(以下この号において「大阪府指定有形文化財等」という。)である土地若しくは家屋又は大阪府指定有形文化財等の存する土地」に改め、同項第12号中「第45条の2」を「第45条の2第1項」に改める。

第43条第1項ただし書中「から第11号まで」を「、第10号」に改め、「、第13号、第14号、第16号」を削り、「及び開発に伴う本市への寄附及び帰属の」を「並びに本市への寄附及び帰属に係る固定資産について、同項第5号の規定を適用する」に改め、同条第3項中「、第1項に規定する場合のほか」を削る。

第56条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和4年新法」を「令和5年新法」に改め、同条第3項中「平成28年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和4年新法附則第15条第15項本文」を「令和5年新法附則第15条第14項本文」に改め、同条第4項中「令和4年新法附則第15条第26項第1号イ」を「令和5年新法附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「令和4年新法附則第15条第26項第2号イ」を「令和5年新法附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第6項中「令和4年新法附則第15条第26項第3号イ」を「令和5年新法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第7項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和4年新法附則第15条第29項」を「令和5年新法附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和4年新法附則第15条第33項の」を「令和5年新法附則第15条第32項に規定する」に改め、同条第9項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和4年新法附則第15条第34項の」を「令和5年新法附則第15条第33項に規定する」に改め、同条第10項を削る。

附則第3条の2の2に見出しとして「(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額)」を付し、同条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和4年新法」を「令和5年新法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に令和5年新法附則

第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第3条の7中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第3条の9の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第19条の見出し中「令和2年度分から令和5年度分まで」を「令和4年度分から令和8年度分まで」に改め、同条第1項中「規定する」を「掲げる」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第56条の規定中」を「同条の規定中」に改め、同条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項中「附則第30

条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第21条の5第3項及び第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第21条の改正規定、第24条第1項の改正規定、第27条の2の改正規定（「認められる者」を「認められるもの」に改める部分を除く。）、第29条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に1項を加える部分に限る。）、第35条の改正規定、第42条第1項第10号の改正規定及び第43条第1項の改正規定（同項ただし書中「から第11号まで」を「、第10号」に改める部分を除く。）並びに次項及び附則第4項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定による改正後の堺市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定による改正後の堺市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分

までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第15項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 7 新条例第56条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 8 新条例附則第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 9 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の堺市市税条例附則第21条の5第3項及び第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 10 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第15項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

堺市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第29号

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「当該利用者証明用電子証明書」を「これらの利用者証明用電子証明書」に、「その他の必要な事項を入力する」を「の入力その他の認証を行う」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から規則で定める日までの間は、端末機のうち本市が設置するものに係るこの条例による改正後の第14条の2の規定の適用については、同条中「平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。」とあるのは「平成14年法律第153号」と、「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて」とあるのは「を用いて」と、「これらの」とあるのは「当該」とする。

堺市手数料条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第30号

堺市手数料条例等の一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第28条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第29条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第30条第1項第2号中「又は法第3条の3第1項」を「、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項」に改め、同条第2項を削る。

第31条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第32条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

(堺市食品衛生法施行条例の一部改正)

第2条 堺市食品衛生法施行条例(平成12年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(次項において「組立式店舗等」という。)」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

(堺市旅館業法施行条例の一部改正)

第3条 堺市旅館業法施行条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第6条の見出し中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改め、同条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に、「同条第1号又は第2号」を「同項第1号から第3号までのいずれか」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（堺市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行前に営業の譲渡（理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項若しくはクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項、興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項若しくは公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けた者が当該届出又は許可に係る営業を譲り渡すことをいう。）があった場合において、当該営業の譲渡を受けた者が納付すべき検査手数料又は許可申請手数料については、第1条の規定による改正後の堺市手数料条例第27条から第32条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（堺市食品衛生法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行前に営業の譲渡（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る営業を譲り渡すことをいう。）があった場合において、当該営業の譲渡を受けた者が納付すべき新規申請手数料については、第2条の規定による改正後の堺市食品衛生法施行条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第31号

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する
条例等の一部を改正する条例

(堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部改正)

第1条 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表堺市立幼稚園保育料の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例(平成5年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号及び同条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(堺市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 堺市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第4条 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第32号

堺市立フォレストガーデン条例の一部を
改正する条例

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「作物の収穫及び」を「農作物の栽培及び収穫並びに」に改め、同条第1号中「植物を」の次に「栽培し、」を加え、同条第8号中「設置する」を「設置し、又は物品等を放置する」に改める。

第9条中「2年以内」を「4年以内」に改める。

別表第2を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する市民菜園の使用に係る使用期間について適用し、施行日前に開始した市民菜園の使用に係る使用期間については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日前に開始した市民菜園の使用に係る許可を受けている者（この条例の施行の際現に当該許可に係る使用をしている者に限る。）から施行日以後に申出があった場合であって、市民菜園の管理上支障がないと認めるときは、当該許可に係る使用期間の初日から起算して4年を超えない範囲内において使用期間の延長を許可することができる。この場合において、使用期間の延長に関し必要な手続その他の行為については、市長が定める。

別表第2（第14条関係）

区分	面積	金額（年額）
大区画	おおむね50平方メートル	30,000円
小区画	おおむね25平方メートル	15,000円
その他の区画	—	1平方メートルにつき600円

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第33号

堺市附属機関の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。